



茨城県報

第 1 2 4 6 号

平成13年 3月19日

月 曜 日

目 次

規 則 (公 安 委 員 会)

ページ

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則..... 1

茨城県警察署の管轄区域に関する規則及び交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び

所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則..... 5

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則..... 9

告 示

町の区域の変更（地方課）..... 9

生活排水対策重点区域の指定（環境対策課）.....10

救急医療協力診療所の名称の変更（医療整備課）.....10

大規模小売店舗の変更の届出（商業流通課）.....10

道路の区域の変更（2件）（道路維持課）.....12

道路の供用の開始（3件）（道路維持課）.....13

土地区画整理事業の換地処分（都市整備課）.....14

事業計画の変更の認可（下水道課）.....14

茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項の一部改正（出納第二課）.....15

土地改良区の清算結了に伴う清算人の退任（土地改良事務所）.....15

公 告

家畜伝染病の発生及び転帰の報告（畜産課）.....16

地籍調査の成果認証（農村環境課）.....16

公共測量の終了（2件）（用地課）.....16

新住宅市街地開発事業の工事の完了（都市整備課）.....17

正 誤

平成12年 3月31日付け茨城県報号外第44号中.....18

平成12年 7月21日付け茨城県報第1178号中.....18

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 2 号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年 3月19日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則 (昭和46年茨城県公安委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「部長」の次に「, 首席監察官」を加え, 同条中第 4 項を第 6 項とし, 第 3 項を第 5 項とし, 第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 警務部に, 首席監察官 1 人を置く。

4 首席監察官は, 上司の命を受け, 観察に関する事務を掌理する。

第 4 条中「生活保安課 銃器対策課」を「生活環境課 銃器薬物対策課」に改め, 「鉄道警察隊」を削り, 「捜査第二課」を「捜査第二課 捜査第三課」に,

「運転免許試験課」を「運転管理課」に改める。

第 8 条第 1 項中「主査」の次に「, 専門員」を加え, 同条中第 6 項を第 7 項とし, 第 5 項を第 6 項とし, 第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 専門員は, 上司の命を受け, 特に命じられた専門的技術に関する事項を処理する。

第 9 条第 9 号を同条第 11 号とし, 同号の前に次の 1 号を加える。

(10) 情報公開に関すること。

第 9 条第 8 号中「, 浄書」を削り, 同号を同条第 9 号とし, 同条中第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ, 第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 苦情の処理に関すること。

第 10 条中第 6 号を削り, 第 7 号を第 6 号とし, 第 8 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 14 条第 1 号及び第 2 号中「および」を「及び」に改め, 同条に次の 1 号を加える。

(4) 損害賠償に関すること。

第 15 条第 8 号中「生活保安課」を「生活環境課」に改め, 同条中第 11 号及び第 12 号を削り, 第 13 号を第 11 号とし, 第 14 号を第 12 号とする。

第 15 条の 3 の見出しを「(生活環境課)」に改め, 同条中「生活保安課」を「生活環境課」に改め, 第 5 号を削り, 同条第 6 号中「関すること」の次に「(銃器薬物対策課の所掌に属するものを除く。)」を加え, 同号を同条第 5 号とし, 同条第 7 号を同条第 6 号とし, 同条第 8 号中「第 6 号」を「第 7 号」に改め, 同号を同条第 9 号とし, 同条第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) コンピュータ技術又は電気通信技術を悪用した犯罪の取締りに関すること。

(8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成 11 年法律第 128 号) の施行に関すること。

第 15 条の 4 の見出しを「(銃器薬物対策課)」に改め, 同条中「銃器対策課」を「銃器薬物対策課」に改め, 同条に次の 2 号を加える。

(4) 麻薬及び覚せい剤関係事犯の取締りに関すること。

(5) 前号に掲げるもののほか, 習慣性がある薬物に係る保健衛生関係事犯の取締りに関すること。

第16条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 鉄道警察に関すること。

第16条の4を削る。

第17条の2各号を次のように改める。

(1) 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。

(2) 暴行、損害その他の粗暴犯の捜査に関すること。

(3) 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。

(4) 過失犯の捜査に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。

(6) 変死体に関すること。

第18条の2中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の施行に関すること。

第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

(捜査第三課)

第18条の2 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 窃盗犯の捜査に関すること。

(2) 犯罪手口(鑑識課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

(3) 移動警察に関すること。

第22条第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 運転免許試験及び再試験に関すること。

(4) 運転免許を受けようとする者及び指定自動車教習所職員に対する講習に関すること。

第22条第2項に次の1号を加える。

(5) 自動車教習所に関すること。

第22条の2の見出しを「(運転管理課)」に改め、同条第1項中「運転免許試験課」を「運転管理課」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 運転管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 運転免許の取消し、停止等に関すること。

(2) 運転免許に係る講習(運転免許課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

(3) 指定講習機関に関すること。

第22条の3第1項中「247番地の8」を「247番地の2」に改める。

第25条の6を次のように改める。

(公安委員会補佐室)

第25条の6 警務部総務課に、公安委員会補佐室を附置する。

2 公安委員会補佐室は、次の業務に当たる。

(1) 公安委員会の庶務に関すること。

(2) 公安委員会の公印の管守に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会の事務の補佐に関すること。

(4) 県議会との連絡に関すること。

3 公安委員会補佐室に、係を置く。

第25条の7の見出しを「(公安委員会補佐室長)」に改め、同条第1項中「秘書室」を「公安委員会補佐室」に改め

る。

第26条を次のように改める。

(広報広聴室)

第26条 警務部総務課に、広報広聴室を附置する。

2 広報広聴室は、次の業務に当たる。

- (1) 広報及び広聴に関すること。
- (2) 苦情の処理に関すること。
- (3) 警察音楽隊に関すること。

3 広報広聴室に、係を置く。

第27条の見出しを「(広報広聴室長)」に改め、同条第1項中「広報室に」を「広報広聴室に、」に改める。

第27条の2第1項中「茨城県警察犯罪被害者対策室(以下「犯罪被害者対策室」という。)」を「犯罪被害者対策室」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(4) 犯罪被害者等給付金に関すること。

第27条の12の見出しを「(警察安全総合相談センター)」に改め、同条第1項中「茨城県警察総合相談センター(以下「総合相談センター」という。)」を「警察安全総合相談センター」に改め、同条第2項中「総合相談センターは、警察相談」を「警察安全総合相談センターは、警察の所管行政に関する相談」に改め、同条第3項中「総合相談センター」を「警察安全総合相談センター」に改める。

第27条の13の見出しを「(警察安全総合相談センター所長)」に改め、同条中「総合相談センター」を「警察安全総合相談センター」に改める。

第30条及び第31条を次のように改める。

(鉄道警察隊)

第30条 生活安全部地域課に、鉄道警察隊を附置する。

2 鉄道警察隊は、水戸市宮町一丁目1番1号に置く。

3 鉄道警察隊は、鉄道施設における犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に関する業務に当たる。

4 鉄道警察隊に、係を置く。

(鉄道警察隊長)

第31条 鉄道警察隊に、隊長を置く。

2 隊長は、上司の命を受け、隊務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第31条の2中「運転免許課」を「運転管理課」に改める。

第32条の2の見出しを「(副参事等)」に改め、同条第1項中「必要により」の次に「副参事、技佐、」を加え、「および」を「及び」に改め、同条第2項中「規定する」の次に「副参事、技佐、」を加え、「および」を「及び」に、「第8条第4項から第6項まで」を「第8条」に改める。

第41条の2を削る。

別表第3 茨城県警察交通機動隊潮来分駐隊の項中「行方郡潮来町大字延方乙」を「潮来市延方乙」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第10条、第14条、第15条、第15条の3、第15条の4、第16条及び第16条の4の改正規定、第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える改正規定並びに第22条、第22条の2、第27条の2、第30条、第31条及び第31条の2の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は

平成13年 3月29日から，別表第 3 の改正規定は行方郡牛堀町を編入後の同郡潮来町を潮来市とする地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による処分が効力を生じた日から施行する。

(茨城県警察国有物品管理規則の一部改正)

2 茨城県警察国有物品管理規則（昭和39年茨城県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「警察庁物品管理細則（昭和32年警察庁訓令第11号）」を「警察庁物品管理取扱細則（昭和40年警察庁訓令第13号）」に改める。

第 5 条第 1 項中「，鉄道警察隊」を削り，同条第 2 項中「，鉄道警察隊長」を削る。

(茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部改正)

3 茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則（昭和41年茨城県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「特別機動警ら隊長」を「自動車警ら隊長」に改め，「，鉄道警察隊長」を削る。

第 4 条第 2 項第 2 号中「警務部長」の次に「，首席監察官」を加える。



茨城県公安委員会規則第 3 号

茨城県警察署の管轄区域に関する規則及び交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年 3月19日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

茨城県警察署の管轄区域に関する規則及び交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

(茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部改正)

第 1 条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則（昭和29年茨城県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

茨城県麻生警察署	行方郡麻生町，牛堀町，潮来町，玉造町，北浦町	を
----------	------------------------	---

茨城県麻生警察署	潮来市，行方郡麻生町，玉造町，北浦町	に
----------	--------------------	---

改める。

(交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部改正)

第 2 条 交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則（昭和35年茨城県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 麻生の項中

潮来地区交番	行方郡潮来町	行方郡潮来町	を
--------	--------	--------	---

潮来地区交番	潮来市潮来	潮来市のうち旧潮来町の区域	に
--------	-------	---------------	---

改める。

別表第 2 (2) 麻生の項中

牛堀駐在所	牛堀町大字牛堀	牛堀町清水, 茂木, 永山, 牛堀
上戸駐在所	牛堀町大字上戸	牛堀町堀之内, 上戸, 島須, 柴宿, 横須賀, 宿, 古宿
延方駐在所	潮来町宮前一丁目	潮来町延方 (新宮, 東区, 洲崎, 下田, 西区), 前川, 宮前一, 二丁目
釜谷駐在所	潮来町大字釜谷	潮来町築地, 水原, 釜谷, 大生, 大賀

を

牛堀駐在所	潮来市永山	潮来市清水, 茂木, 永山, 牛堀
上戸駐在所	潮来市上戸	潮来市堀之内, 上戸, 島須, 柴宿, 横須賀, 宿, 古宿
延方駐在所	潮来市宮前一丁目	潮来市延方 (新宮, 東区, 洲崎, 下田, 西区), 前川, 宮前一, 二丁目
釜谷駐在所	潮来市釜谷	潮来市築地, 水原, 釜谷, 大生, 大賀

に

改める。

別表第 2 (4) 麻生の項中

潮来地区交番所在地	潮来町潮来, 大洲, 延方 (曲松, 須賀, 徳島, 福島, 米島, 古高, 小泉, 大山団地), 辻, 日の出一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, あやめ一, 二丁目, 大塚野一, 二丁目
-----------	--

を

潮来地区交番所在地	潮来市潮来, 大洲, 延方 (曲松, 須賀, 徳島, 福島, 米島, 古高, 小泉, 大山団地), 辻, 日の出一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, あやめ一, 二丁目, 大塚野一, 二丁目
-----------	--

に

改める。

(交番, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則の一部改正)

第 3 条 交番, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則 (昭和35年茨城県公安委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 (1) 水戸の項中

大工町交番	水戸市大工町無番地	を	大工町交番	水戸市大工町一丁目無番地	に
-------	-----------	---	-------	--------------	---

改め, 同表竜ヶ崎の項中

牛久駅前交番	牛久市牛久町 290番地の 9	牛久市牛久町, 南一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 城中町, 新地町, 田宮町, 刈谷町一, 二, 三, 四, 五丁目, 遠山町, 庄兵衛新田町
--------	-----------------	--

を

佐貫駅前交番	竜ヶ崎市佐貫町 一丁目101番地 の1	竜ヶ崎市南中島町, 若柴町, 長山一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, 松葉一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 小柴一, 二, 三, 四, 五丁目, 佐貫町, 佐貫一, 二, 三, 四丁目, 禊柄町, 小通幸谷町, 庄兵衛新田町, 馴柴町, 平台一, 二, 三, 四, 五丁目, 中根台一, 二, 三, 四, 五丁目, 門倉新田町, 入地町, 川原代町
--------	---------------------------	---

牛久駅前交番	牛久市牛久町 290番地の9	牛久市牛久町, 南一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 城中町, 新地町, 田宮町, 田宮二丁目の一部, 田宮三丁目, 中央五丁目, 刈谷町一, 二, 三, 四, 五丁目, 遠山町, 庄兵衛新田町
佐貫駅前交番	竜ヶ崎市佐貫町 一丁目101番地 の1	竜ヶ崎市南中島町, 若柴町, 川崎町, 長山一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, 松葉一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 小柴一, 二, 三, 四, 五丁目, 佐貫町, 佐貫一, 二, 三, 四丁目, 禊柄町, 小通幸谷町, 庄兵衛新田町, 馴柴町, 平台一, 二, 三, 四, 五丁目, 中根台一, 二, 三, 四, 五丁目, 門倉新田町, 入地町, 川原代町, 久保台一, 二, 三, 四丁目

改め, 同表下館の項中

下館駅前交番	下館市田中町丙 161番地の1	下館市八丁, 本城町, 岡芹, 菅谷, 西谷貝, 外塚, 泉町, 西町, 荒町, 南町, 新花町, 東町, 田中町, 下岡崎, 鷹場町, 塚原, 下中山, 金井町, 市野辺, 横島, 直井, 金丸, 田町, 旭町, 稲野辺, 稲荷町, 未広町, 春日町, 桜町, 大町, 栄町, 十軒町, 根岸町, 薬師町, 富士見町, 二木成, 一本松, 鎌田, 玉戸本田, 石原, 谷中, 中館 (中館下, 中館中), 川澄, 小林
--------	--------------------	--

下館駅前交番	下館市田中町丙 161番地の1	下館市八丁, 本城町, 岡芹, 菅谷, 西谷貝, 外塚, 泉町, 西町, 荒町, 南町, 新花町, 東町, 田中町, 下岡崎, 鷹場町, 塚原, 下中山, 金井町, 市野辺, 横島, 直井, 金丸, 田町, 旭町, 稲野辺, 稲荷町, 未広町, 春日町, 桜町, 大町, 栄町, 十軒町, 根岸町, 薬師町, 富士見町, 二木成, 一本松, 鎌田, 玉戸本田, 石原, 谷中, 中館 (中館下, 中館中), 川澄, 小林, みどり町一, 二丁目
--------	--------------------	--

改める。

別表第2(2) 竜ヶ崎の項中

半田駐在所	竜ヶ崎市半田町	竜ヶ崎市塗戸町, 高作町, 半田町, 長峰町, 白羽一, 二, 三, 四丁目, 板橋町, 大塚町
貝原塚駐在所	竜ヶ崎市藤ヶ丘 一丁目	竜ヶ崎市八代町, 羽原町, 城之内一, 二, 三, 四, 五丁目, 別所町, 中里一, 二, 三丁目, 貝原塚町, 藤ヶ丘一, 二, 三, 四,

		五、六、七丁目、松ヶ丘一、二、三、四丁目、薄倉町、泉町、向陽台一、二、三、四、五丁目	を 」
長沖駐在所	竜ヶ崎市長沖町	竜ヶ崎長沖町、長沖新田町、須藤堀町、豊田町、北方町、羽黒町、高須町、大留町、南ヶ丘一、二、三、四、五、六丁目	

半田駐在所	竜ヶ崎市半田町	竜ヶ崎市塗戸町、高作町、半田町、長峰町、白羽一、二、三、四丁目、板橋町、大塚町	に 」
貝原塚駐在所	竜ヶ崎市藤ヶ丘一丁目	竜ヶ崎市八代町、羽原町、城ノ内一、二、三、四、五丁目、別所町、中里一、二、三丁目、貝原塚町、藤ヶ丘一、二、三、四、五、六、七丁目、松ヶ丘一、二、三、四丁目、薄倉町、泉町、久保台一、二、三、四丁目、向陽台一、二、三、四、五丁目	
長沖駐在所	竜ヶ崎市長沖町	竜ヶ崎市長沖町、長沖新田町、須藤堀町、豊田町、北方町、羽黒町、高須町、大留町、南ヶ丘一、二、三、四、五、六丁目	

改め、同表つくば中央の項中

沼崎駐在所	つくば市大字沼崎	つくば市今鹿島 (稲荷前、新田、椿本を除く。)、高野、百家、沼崎、酒丸、遠東、土田、中東原新田、旭、東光台一、二、三、四丁目	を 」
-------	----------	--	--------

沼崎駐在所	つくば市大字沼崎	つくば市今鹿島 (稲荷前、新田、椿本を除く。)、高野、百家、沼崎、酒丸、遠東、土田、中東原新田、旭、東光台一、二、三、四、五丁目、豊里の杜一、二丁目	に 」
-------	----------	--	--------

改め、同表つくば北の項中

大曽根駐在所	つくば市大字大曽根	つくば市大曽根、若森、佐、玉取、蓮沼、要、花畑一、二、三丁目、立原、南原、西沢、大穂、本沢、鹿島台	を 」
--------	-----------	---	--------

大曽根駐在所	つくば市筑穂一丁目	つくば市大曽根、筑穂一、二、三丁目、若森、佐、玉取、蓮沼、要、花畑一、二、三丁目、立原、南原、西沢、大穂、本沢、鹿島台	に 」
--------	-----------	---	--------

改める。

別表第 2 (3) 中

笠間警察署所在地	笠間市笠間、日草場、下市毛、大淵、寺崎、金井、石井		を 」
----------	---------------------------	--	--------

笠間警察署所在地	笠間市笠間、日草場、下市毛、大淵、寺崎、金井、石井、赤坂		に 」
----------	------------------------------	--	--------

改める。

別表第 2 (4)竜ヶ崎の項中

牛久地区交番 所在地	牛久市柏田町, 女化町, 岡見町, 結束町, 上太田町, 栄町一, 二, 三, 四, 五, 六丁目	を
---------------	--	---

牛久地区交番 所在地	牛久市柏田町, 女化町, 岡見町, 結束町, 上太田町, 栄町一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 中央一, 二, 三, 四丁目, さくら台一, 二, 三, 四丁目, 神谷一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 田宮町二丁目 (牛久駅前交番の所管区を除く)	に
---------------	---	---

改める。

附 則

この規則中第 1 条及び第 2 条の規定は行方郡牛堀町を編入後の同郡潮来町を潮来市とする地方自治法 (昭和22年法律第67号) の規定による処分が効力を生じた日から, 第 3 条の規定は平成13年 4月 1 日から施行する。

~~~~~

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成13年 3月19日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

## 茨城県人事委員会規則第 1 号

## 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

別表第34 4 警察本部長の項中「鉄道警察隊長」を「削除」に, 「秘書室長」を「公安委員会補佐室長, 広報広聴室長」に改め, 「犯罪被害者対策室長」の次に「, 留置管理室長」を, 「地域安全活動推進室長」の次に「, 鉄道警察隊長」を加え, 「, 盗犯捜査室長」を削り, 「及び航空隊長」を「, 航空隊長及び首席交通聴聞官」に改め, 「総括理事官, 広報室長, 留置管理室長及び首席交通聴聞官」を「総括理事官」に改め, 「理事官」の次に「, 秘書官」を加え, 「, 総務調査官」を削り, 「人事調査官, ハイテク犯罪対策官」を「人事調査官」に改め, 「環境犯罪捜査指導官」の次に「, ハイテク犯罪対策官」を加え, 「銃器捜査官」を「銃器薬物対策官」に改める。

## 付 則

この規則中「鉄道警察隊長」を「削除」に改める部分, 「地域安全活動推進室長」の次に「, 鉄道警察隊長」を加える部分, 「盗犯捜査室長」を削る部分, 「人事調査官, ハイテク犯罪対策官」を「人事調査官」に改める部分, 「環境犯罪捜査指導官」の次に「, ハイテク犯罪対策官」を加える部分及び「銃器捜査官」を「銃器薬物対策官」に改める部分は平成13年3月29日から, その他の部分は公布の日から施行する。

~~~~~

告 示

茨城県告示第298号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により土浦市長から同市内の町の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る町の区域の変更の効力は, 平成13年 3月29日から生ずるものである。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

荒川沖西二丁目に変更する区域

荒川沖西一丁目 615の 2 , 616の 1 , 616の 2 , 616の 6 , 620の 2

「上記地番は平成12年12月 5日現在の登記簿による。」

茨城県告示第299号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の 7 第 1 項の規定に基づき、生活排水対策重点地域を次のとおり指定した。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 生活排水対策重点地域の名称
銚田町生活排水対策重点地域
- 2 生活排水対策重点地域の範囲
鹿島郡銚田町全域
- 3 指定年月日
平成13年 3月19日

茨城県告示第300号

茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第 3 条の救急医療協力診療所の開設者から次のとおりその名称を変更した旨届出があったので告示する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

救 急 医 療 協 力 医 療 機 関 の 名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団修徳会 植竹病院	医療法人社団修徳会 植竹医院	水海道市宝町2841番地

茨城県告示第301号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 神 林 章 夫

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミストアー取手店

取手市大字青柳字長町385

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,397m²(変更後) 1,995m²

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 163台

(変更後) 収容台数 112台

ウ 駐輪場の位置

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積19m²(変更後) 面積54m²

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量41m³(変更後) 容量61m³

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午後10時

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第 1 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時15分

第 2 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 第 1 駐車場 午前 8 時45分～午後10時15分

(一部午前 8 時45分～午後 9 時)

第 2 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時

(3) 変更する年月日

平成13年11月15日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代 表 者 氏 名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	神 林 章 夫

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の収容台数

50台

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前9時

(イ) 駐車場の自転車の出入口の数

3箇所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前3時～午後6時

3 届出年月日

平成13年3月1日

茨城県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般に縦覧に供する。

平成13年3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路線名 玉里水戸線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城県茨城町大字野曽字細内 982番地先から	(A)	最大 5.4	1,250	区域除外
東茨城県茨城町大字野曽字後谷 1670番2地先まで		最小 5.0		
東茨城県茨城町大字野曽字荒谷 921番2地先から	(B)	最大 40.0	1,400	
東茨城県茨城町大字野曽字後谷 1670番2地先まで		最小 6.0		
東茨城県茨城町大字野曽字荒谷 921番2地先から	(B)	最大 40.0	1,400	
東茨城県茨城町大字野曽字後谷 1670番2地先まで		最小 6.0		
東茨城県茨城町大字野曽字細内 982番地先から	(C)	最大 5.2	390	
東茨城県茨城町大字野曽字権現堂 1397番1地先まで		最小 5.0		
東茨城県茨城町大字野曽字後口原 1719番31地先から	(D)	最大 5.4	260	
東茨城県茨城町大字野曽字後谷 1670番2地先まで		最小 5.0		

茨城県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤沢荒川沖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡新治村大字藤沢字本町 1303番 1 地先から つくば市大字上境字滝ノ台252番地先まで	旧 (A)	メートル 最大 35.5 最小 4.0	メートル 4,944	
新治郡新治村大字藤沢本町 1303番 1 地先から つくば市大字上境字滝ノ台252番地先まで	(A)	最大 35.5 最小 4.0	4,944	バイパス新設
新治郡新治村大字藤沢字本町 1303番 1 地先から つくば市大字上野字大木189番地先まで	(B)	最大 67.0 最小 7.0	3,850	

茨城県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 土浦笠間線
- 2 供用開始の区間 新治郡千代田町大字下佐谷778番10から
新治郡千代田町大字下佐谷838番 3 まで
新治郡千代田町大字下佐谷841番 3 から
新治郡千代田町大字下佐谷884番まで
- 3 供用開始の期日 平成13年 3月21日

茨城県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 つくば千代田線
- 2 供用開始の区間 新治郡千代田町大字下佐谷848番 6 から
新治郡千代田町大字下佐谷297番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成13年 3月21日

茨城県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水海道取手線
- 2 供用開始の区間 筑波郡谷和原村大字樫木字樫木369番 1 地先から
筑波郡谷和原村大字上長沼字宅地附1208番 2 地先まで
筑波郡谷和原村大字上長沼字宅地附1239番 1 地先から
筑波郡谷和原村大字上長沼字宅地附1296番地先まで
筑波郡谷和原村大字上長沼字宅地附1299番 2 地先から
筑波郡谷和原村大字上長沼字宅地附1321番 1 地先まで
筑波郡谷和原村大字上長沼字東1943番地先から
筑波郡谷和原村大字上長沼字宅地附1359番 1 地先まで
筑波郡谷和原村大字上長沼字宅地附1431番 1 地先から
筑波郡谷和原村大字上長沼字宅地附1434番地先まで
筑波郡谷和原村大字上長沼字宅地附1449番 1 地先から
筑波郡谷和原村大字上長沼字宅地附1450番地先まで
筑波郡谷和原村大字下長沼字東屋敷761番地先から
筑波郡谷和原村大字下長沼字東屋敷758番地先まで
筑波郡谷和原村大字下長沼字東屋敷756番地先から
筑波郡谷和原村大字下長沼字東85番 1 地先まで
筑波郡谷和原村大字下長沼字東58番地先から
筑波郡谷和原村大字西丸山字下郷131番 1 地先まで
筑波郡谷和原村大字古川字往来附225番 2 地先から
筑波郡谷和原村大字古川字往来附249番地先まで
筑波郡谷和原村大字古川字裏耕地1187番地先から
筑波郡谷和原村大字成瀬字東坪163番 1 地先まで

- 3 供用開始の期日 平成13年 3月20日

茨城県告示第307号

竜ヶ崎・牛久都市計画事業龍ヶ岡特定土地区画整理事業については、換地処分があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 4 項の規定により告示する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称

東茨城郡茨城町

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業茨城町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成 7 年 1 月30日

至 平成15年 3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

平成 7 年茨城県告示第169号の事業地のとおり

(2) 使用の部分

平成 7 年茨城県告示第169号の事業地のとおり

茨城県告示第309号

茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第254号) の一部を次のように改正する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

第12条第 1 項第 3 号中「, 次に」を「次に」に改め, 第 5 号を第 6 号とし, 第 4 号を第 5 号とし, 同項第 3 号中「成立」を「設立」に改め, 同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 法人が分割 (当該営業を承継させるものに限る。) した場合における分割により当該営業を承継した法人様式第 7 号中「営業譲渡契約書又は合併契約書」を「合併契約書, 分割計画書又は営業譲渡契約書」に改める。

付 則

この告示は, 平成13年 4 月 1 日から施行する。

茨城県告示第310号

清算法人佐倉原土地改良区の清算結了に伴い, 次の者が清算人を退任した旨届出があったので, 土地改良法 (昭和 24 年法律第195号) 第68条第 2 項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年 3月19日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

退 任

住 所	氏 名	附 記
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲4561番地	上 岡 國 次	清算人代表
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲4661番地の 1	桜 井 寿 寛	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2907番地	赤 井 正 平	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2920番地	池 田 明 夫	
稲敷郡江戸崎町大字佐倉2296番地	坂 本 重 雄	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲678番地 1	塚 本 勝 夫	
稲敷郡江戸崎町大字稲波275番地	坂 下 光 雄	
稲敷郡江戸崎町大字蒲ヶ山995番地	栗 山 博	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2784番地	田 村 嘉 熙	

住 所	氏 名	附 記
稲敷郡江戸崎町大字佐倉419番地	宮 本 満 藏	

公 告

家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第5項により公示する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭群数	発 生 場 所	発生年月日	転 帰
ニューカッスル病	鶏 (軍鶏, 烏骨鶏)	患 畜	87羽	真壁郡関城町板橋	平成13年 3月9日	死亡65羽 自衛殺22羽

地籍調査の成果認証

結城郡石下町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	結城郡石下町
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	結城郡石下町大字新石下, 大房, 東野原の各一部 平成11年 7月31日から 平成11年 9月29日まで
認 証 年 月 日	平成13年 3月12日

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測 量 機 関 国土交通省関東地方整備局常陸工事事務所
- 2 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 3 作業終了日 平成13年 2月28日
- 4 作 業 地 域 自) 那珂郡那珂町字笠松地先
至) 那珂郡東海村大字石神外宿地先

公共測量の終了

測量法 (昭和24年法律第188号) 第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測 量 機 関 国土交通省関東地方整備局常陸工事事務所
- 2 作 業 の 種 類 公共測量 (空中写真測量)
- 3 作 業 終 了 日 平成13年 2月28日
- 4 作 業 地 域 自) 行方郡潮来町延方地先
至) 鹿島郡鉾田町当間地先

新住宅市街地開発事業の工事完了の届出

茨城県住宅供給公社から平成13年 3月 9 日付けで水戸・勝田都市計画十万原新住宅市街地開発事業の工事完了の届出があったので、新住宅市街地開発法 (昭和38年法律第134号) 第27条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成13年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類
水戸・勝田都市計画新住宅市街地開発事業
- 2 都市計画事業の名称
十万原新住宅市街地開発事業
- 3 施行者の名称
茨城県住宅供給公社
- 4 施行地
水戸市藤井町及び東茨城郡常北町大字増井地内
- 5 施行面積
135.2ha
- 6 工事完了工区
1 - 1, 2 - 2
- 7 工事完了面積
19,211.65m²
- 8 工事完了の期日
平成13年 3月19日

正 誤

平成12年 3月31日付け茨城県報号外第44号中下記のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
20		「 勤務箇所 職 員 調整数	「 給料の調整額の適用区分表 勤務箇所 職 員 調整数

平成12年 7月21日付け茨城県報第1178号中下記のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
13	上から 5	規則別表第33の改正規定（長生園の老人ホーム課に勤務する生活相談員及び福祉相談センターに勤務する職員に係る部分を除く。）	規則別表第33の改正規定（長生園の老人ホーム課に勤務する生活相談員，福祉相談センターに勤務する職員及び医療大学の言語療法の業務に従事することを本務とする言語聴覚士に係る部分を除く。）

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)